



KAWASAKI  
INTERNATIONAL  
ASSOCIATION  
NEWS

ハローかわさき

4月第2週(4.4~)

NO. 184

川崎市からのお知らせです。

今週は、国民年金についてのお知らせです。

国民年金制度は、日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方全員が対象です。国民年金の給付は、65歳から支給される老齢基礎年金の他に、病気や事故で障害の状態になった時に支給される障害基礎年金や、ご家族の生計を維持されている方が亡くなった時に遺族の方に支給される遺族基礎年金などがあります。これらの給付は、国民年金保険料を納めていないと受給することができませんのでご注意ください。日本国内に住む外国人の方も、20歳以上60歳未満の方は、国民年金制度に加入していただくこととなります。日本国内に住んでいる期間が短い短期在留の外国人の方には、保険料をお支払いいただいていた期間に応じて一時金が支給される、脱退一時金制度があります。この脱退一時金は、日本で国民年金または厚生年金に加入されている期間が6ヶ月以上あり、老齢基礎年金を受けることができず、他の年金を受ける権利も有したことがない外国人の方に支給されます。日本国内に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行なう必要がありますのでご注意ください。なお、今年の4月から国民年金制度の一部が変わりました。変更点については、来週のこの番組でお知らせします。

4月第3週(4.11~)

NO. 185

川崎市からのお知らせです。

今週は、国民年金制度が4月から一部変わりましたので、その変更点についてお知らせします。まず、「30歳未満の人の納付猶予制度」です。4月から30歳未満の人が一定の所得のある親と同居している場合でも、本人及び配偶者の所得が一定以下であれば、申請し承認されると、保険料の納付が一定期間猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受けるときにひつような期間に算入されます。また、10年以内に納付すれば、基礎年金の金額に反映されます。次に「保険料免除の所得基準の一部緩和」です。国民年金の保険料の免除を受けるには、本人、配偶者及び世帯主の所得が一定基準以下でなければ承認されません。この所得の基準が、単身世帯を中心に緩和されました。単身世帯の方の保険料免除を受ける際の目安は、平成17年度4月から、収入をベースにみると、全額免除で122万円、半額免除で227万円となりました。また、「保険料の改定と口座振替割引の拡大」です。保険料が4月から1ヶ月13,580円に改定されました。保険料は、6ヶ月または1年分を前納することで割引されます。4月から口座振替割引制度が拡大され、前納した場合の割引額が増えるほか、月々の口座振替にも早割制度が導入されました。保険料を納めないと、基礎年金

を受けられないこともあります。納め忘れのないようにご注意ください。

4月第4週(4.18~)

NO.186

川崎市からのお知らせです。

最初は、国民健康保険の加入についてです。市で外国人登録をし、在留期間が1年以上で、会社の健康保険などに加入していない人は、国民健康保険に加入する必要があります。外国人登録証明書をお持ちの上、お住まいの地域の区役所、地区健康福祉ステーションで手続きをしてください。お問い合わせは、区役所保険年金課又は地区健康福祉ステーション保険年金係までお願いします。

次に、ごみの出し方についてです。なべ・やかん・傘・アイロンなどの小物金属のごみを出す時には、電話の申し込みが要らなくなりました。小物金属のごみは、月2回の地域ごとの「粗大ごみ収集日」の日に、「空き缶・ペットボトルの集積所」に朝8時までに出してください。これらのものは原則として、ひも、又はテープで束ねて出してください。なお、30cm以上の金属製品及び50センチ以上の家具類などは、粗大ごみになります。粗大ごみは、土日、休日、収集日当日を除く「粗大ごみ収集日」の3日前までに、「粗大ごみ受付センター」に申し込みください。「粗大ごみ受付センター」の電話番号は、930-5300です。なお、申し込み多数の場合は次回になることがあります。その後、市内の郵便局やコンビニエンスストアなどで処理手数料を納め、「粗大ごみ処理券」を受け取ってください。この「整理券」の裏面が処理シールになっています。収集日の朝8時までには氏名又は受付番号を記入した「処理シール」を品物の見やすい場所に貼って、申し込み時に確認した場所に出してください。

以上、川崎市からのお知らせでした。